

令和3年度東京ライフ・ワーク・バランス認定企業募集要項

1 東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度

従業員が生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向けて優れた取組を実施している中小企業を「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定して広く都民に公表することで、生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）等、働き方の見直しについて社会的気運の醸成を図るとともに、都内中小企業の雇用環境の整備を推進することを目的とするものです。

本制度は本年度で13回目を数え、これまでに延べ370社が応募し、132社が認定されています。

2 「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」に認定されることのメリット

(1) 公表等

ア 認定企業は合計13社程度選定します。（令和3年11月公表予定）

イ 選定された認定企業の取組について、先進的な取組内容を紹介するDVDや、企業のPRリーフレット等を東京都が作成いたします。

ウ 認定企業のロゴマーク（右の画像参照）を自社の名刺やホームページ等に表示することができます。



エ 令和4年2月に開催予定のライフ・ワーク・バランス EXPO 東京にて、認定企業の取組内容を広くPRします。

オ 選定された認定企業の取組を、ホームページに掲載するほか、その他東京都における各種広報により広く公表します。

カ 東京都が行う入札（総合評価方式）において、加点になる場合があります。

(2) 認定状授与式

令和4年2月に開催予定のライフ・ワーク・バランス EXPO 東京にて、認定状授与式を行います。

(3) 表彰

13社程度選出した認定企業の中から、最も優れた取組を行った企業を「大賞」、次いで優れた取組を行った「優秀賞」として、上記の認定状授与式の中で表彰します。

さらに、本年度は、男性の育児と仕事の両立に関し、特に優れた取組を行った企業を特別賞として表彰します。

3 応募対象

都内に本社又は主たる事業所を置き、常時雇用する従業員の数が300人以下の企業、社団法人、財団法人、NPO法人等

※支社や支店等の単位ではご応募いただけません。

4 応募内容

貴社が主体的に推進している取組の強みをアピールポイントとして記載し、応募していただきます。ただし、過去に認定された団体は、最後に認定された年度から3年間は応募することができません。

(1) アピールポイント

アピールポイントの記入に当たっては、次のような視点が考えられます。一つに限らず、複数を入力し、取組や成果・効果を含めて具体的に記入してください。

ア 長時間労働の削減に関する取組

年間総労働時間や所定外労働時間など、長時間労働の削減に向けて取り組む職場

〔取組例〕

- ・管理・監督者に対する意識啓発
- ・会議の効率的運営
- ・労働時間管理に対する研修
- ・勤務間インターバルの実施
- ・業務簡素化等、業務の見直し
- ・定時退社デー 等

イ 休暇取得促進に関する取組

年休取得促進の仕組みづくりや独自の(特別)休暇制度の設定など、休暇取得促進に向けて取り組む職場

〔取組例〕

- ・年休連続取得制度
 - ・年休取得促進月間の設定
 - ・年休低取得率者のフォロー
 - ・休暇手当
 - ・病気治療のための休暇※
 - ・不妊治療のための休暇
 - ・ボランティア休暇
 - ・アニバーサリー休暇 等
- ※長期にわたる治療等が必要な疾病等、治療を受けながら就労する労働者をサポートするために付与される休暇等を想定

ウ 育児と仕事の両立の推進に関する取組

育児と仕事の両立について、法律以上の制度導入や充実に向けて取り組む職場

〔取組例〕

- ・男性の育児休業取得を促進する仕組みの構築
 - ・休業前から復職まで制度利用者をサポートするための仕組みの構築
 - ・休業した社員の円滑な職場復帰に向けた教育訓練機会の提供
 - ・代替要員の確保など、制度利用者の不在を職場でカバーする体制の整備
 - ・管理職を対象にした社員の両立支援の重要性に関する研修の実施 等
- ※今年度は、男性の育児と仕事の両立に関し、特に優れた取組を行った企業を特別賞として表彰します。当該分野について特に PR したいことがある場合には、申請書の該当欄にもご記入ください。

エ 介護と仕事の両立推進に関する取組

介護と仕事の両立について、法律以上の制度導入や充実に向けて取り組む職場

〔取組例〕

- ・休業前から復職まで制度利用者をサポートするための仕組みの構築
- ・休業した社員の円滑な職場復帰に向けた教育訓練機会の提供
- ・代替要員の確保など、制度利用者の不在を職場でカバーする体制の整備
- ・管理職を対象にした社員の両立支援の重要性に関する研修の実施 等

オ 多様な勤務形態の導入に関する取組

育児や介護に関わらず、ライフステージに応じ、生活と仕事の両立に向けて多様な勤務形態が導入されている職場

〔取組例〕

- ・フレックスタイム
- ・在宅勤務（テレワーク）
- ・短時間正社員制度の導入
- ・勤務地や業務の限定
- ・業務時間のシェア → 1日の業務時間を2人制のローテーションで組む等

カ 職場における女性の活躍促進に関する取組

男女の役割分担意識にとらわれず、女性が活躍できる環境作りを積極的に行っている職場

〔取組例〕

- ・社内アンケートや意識調査の実施、推進組織設置等の社内体制整備
- ・女性の職域拡大に向けた採用・配置の見直し
- ・女性の管理職登用拡大に向けた取組
- ・育児・介護休業制度等の拡充による女性の勤続年数伸長に向けた取組
- ・女性社員向けキャリアデザイン研修や管理職向け研修の実施 等

キ 従業員の「ライフ」の充実に関する取組

「ワーク」だけではなく、従業員の人生・生活（「ライフ」）を充実させるための環境作りを積極的に行っている職場

〔取組例〕

- ・従業員の健康づくりや語学の習得、趣味の活動等を支援する取組
- ・従業員のボランティア、PTA、自治会、町内会等の社会的活動への参加を支援する取組 等

ク 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に関する取組

いわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間に不合理な待遇差がなく、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる職場

〔取組例〕

- ・法定外の休暇制度等がある場合、勤続年数等に応じて同一の内容を付与
- ・職務に必要な技能を習得するための教育訓練について、雇用形態に関わらず全員を対象に実施
- ・非正規雇用労働者の希望や能力等に応じて、正規雇用（勤務地限定、職務限定、勤務時間限定等の多様な働き方を含む。）への転換を実施 等

(2) 応募要件

- ア 取組について、実施内容、導入手順及び運用方法等の公表が可能であること。
- イ 取組内容について、過去2年度分（前年、前々年）の実績数値が提示可能なこと。
- ウ 「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定後、令和4年2月に開催予定のライフ・ワーク・バランス EXPO 東京への参加及び認定企業の取組をPRするために必要な協力を行うことが可能であること。
- エ 労働関係法令等に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。

(3) 応募方法等

ア 応募書類の入手方法

東京都産業労働局雇用就業部HP「TOKYOはたらくネット」よりダウンロードしてください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/lwb/ikiiki/nintei/>

イ 応募書類の作成

以下の書類に必要事項を記入してください。

※別添「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業 応募書類記入例」を参考にしてください。

さい。

(ア) 必須提出書類

以下の書類は必ずご提出ください。

- ・申請書（様式1）
- ・労働関係法令等チェックリスト（申請書別紙1）
- ・要件該当誓約書（申請書別紙1の2）

※代表者印の押印は不要です。申請者確認のため、電話にて連絡する場合があります。

(イ) 任意提出書類

ご用意できる場合には、以下の書類を任意でご提出ください。

- ・従業員（又は労働組内等）の意見書（申請書別紙2）
※複数の従業員分ご提出いただいて結構です。
- ・取組内容が分かる社内資料（研修資料、社内アンケート等）
- ・次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画や女性活躍推進法における女性の活躍推進に向けた行動計画
- ・過去に貴社の取組が、本事業以外で表彰を受けたことがある場合には、そのことが分かる書類を添付してください。
※例：〇〇区の制度において、ワークライフバランスに関する優れた取組として表彰された。

ウ 応募書類の提出

応募書類に必要な事項を記入し、以下宛先にご提出ください。電子メール、郵送いずれも可能です。

①電子メール送付先

電子データをお送りください。（提出先：S0000444@section.metro.tokyo.jp）

②郵送先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

東京都 産業労働局 雇用就業部 労働環境課 雇用平等推進担当

(ア) 応募された書類等は、返却いたしません。あらかじめご了承ください。

(イ) 応募された書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他関係法令を順守します。

(ウ) 応募された内容について、審査に先立ち東京都職員が電話、訪問等で確認をさせていただく場合がございます。

(4) 募集期間

令和3年4月20日(火)～6月21日(月)【必着】

5 審査

(1) 審査は、学識経験者及び有識者等で構成される「東京都ライフ・ワーク・バランス認定企業審査会」において、厳正かつ公正に行います。

(2) 認定基準

審査は、取組ごとに、以下の認定基準に基づき総合的に実施します。

ア 社内の課題が明確化されており、かつその解決に有効な取組であること。

イ 経営層を含め、社内全体で主体的に推進している取組であること。

ウ 従業員の意見を反映できる仕組みがあること。

エ 取組が社内に周知されており、利用実績があること。

(3) 審査手順

以下の審査結果をもとに「東京都ライフ・ワーク・バランス認定企業審査会」で総合的な審査を行い、東京都が認定企業を決定します。

ア 書類審査（取組内容審査）

「東京都ライフ・ワーク・バランス認定企業審査会」で書類審査を行います。

イ 訪問審査（外部専門審査）

東京都が委託した外部専門機関が、上記アの書類審査を通過した企業（以下、「通過企業」という）に、オンライン又は現地訪問により、取組内容についてヒアリングによる審査を行います。

※審査の経緯や内容は非公開とします。お問い合わせいただいても一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 審査に必要な資料請求等

ア 審査に当たって、追加資料の提出、説明及び追加ヒアリング等をお願いする場合があります。

イ 応募書類等の記載内容が事実と異なっている場合や他の権利等の侵害があると判明した場合は、発表後であっても認定を取り消し、又は留保することがあります。

6 コンサルティング

5 (3) アの訪問審査（外部専門審査）でヒアリングした内容をもとに、外部専門機関が通過企業を再訪問し、コンサルティングを行います。

※コンサルティングの内容は、審査には一切影響ありません。

※コンサルティングの報告は、後日通過企業にお知らせします。

7 その他

(1) 次のいずれかに該当した場合には、東京都ライフ・ワーク・バランス認定企業の認定を取り消すことがあります。十分注意してください。

ア 偽りその他不正の手段により認定をされたとき

イ 労働関係法令等に関し重大な違反があったとき

ウ 認定の決定を受けた者（法人その他の団体にあたっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき

エ その他法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由があったとき

(2) 感染症の拡大等のやむを得ない事情により、募集期間や認定状授与式等を変更する可能性がございますので、ご了承ください。

8 問い合わせ先

東京都産業労働局 雇用就業部 労働環境課 雇用平等推進担当

住所：東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話：03(5320)4649（直通）／ FAX：03(5388)1469

メール：S0000444@section.metro.tokyo.jp